

第3期三条市障がい福祉計画

平成24年3月

三 条 市

「障がい」の表記方法について

障害の「害」の字の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記することとします。

第3期三条市障がい福祉計画 目次

I 障がい福祉計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	障がい者を取り巻く現状と課題	2

II 障がい福祉計画の基本的な考え方

1	基本理念	6
2	第3期計画策定の基本方針	7
3	基本目標	8
4	数値目標	10

III サービス提供体制の整備

1	障がい福祉サービス	14
2	地域生活支援事業	21
3	サービス見込量一覧	29
4	自立支援協議会の位置付けと役割	33

資料編

1	障がい福祉サービスの種類・内容	34
2	地域生活支援事業の種類・内容	37
3	三条市地域自立支援協議会	39

I 障がい福祉計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

三条市障がい福祉計画（以下「計画」といいます。）は、障害者自立支援法¹第 88 条に基づく計画で、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの確保と提供基盤の整備、障がい者の就労支援の強化等の取組を計画的に進めていくために策定するものです。

第 1 期及び第 2 期計画では、国の定めた基本的な指針²（以下「国の指針」といいます。）に基づき、障がい者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設や事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度末に向け、計画目標値を設定し、必要なサービスが提供されるよう努めてきました。

第 3 期計画は、国の指針に基づき、これまでの計画の進捗状況や課題、障がい者等のニーズを踏まえ、平成 26 年度までに引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、「さんじょう障がい者プラン 2007³」との整合性を図りながら策定するものです。

¹ 障害者自立支援法……障がいの有無にかかわらず人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して平成 18 年 4 月 1 日に施行された法律

² 国の定めた基本的な指針……障がい福祉サービス及び相談支援事業並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

³ さんじょう障がい者プラン 2007……障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者計画で、三条市の障がい福祉施策に関する基本的な計画

2 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画を策定するものです。
また、本計画は、最終年度である平成26年度中に見直しを行い、平成27年度からの次期計画を策定します。

なお、本計画の期間中に法令等の改正が行われた場合等においても、必要に応じ見直しを行うこととします。

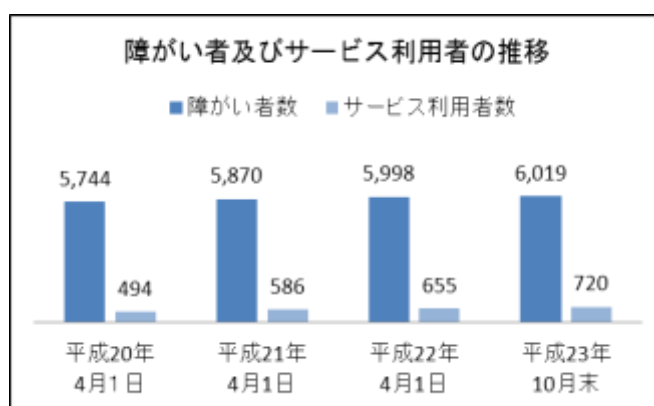
3 障がい者を取り巻く現状と課題

〔障がい者を取り巻く状況〕

(1) 障がい者及び障がい福祉サービス¹利用者が増加傾向

本市の平成23年10月末現在の身体障害者手帳²所持者数は3,888人、療育手帳³所持者数は760人、精神保健福祉手帳⁴所持者数は360人、自立支援医療（精神通院）⁵の受給者数は1,011人、合わせると6,019人で、平成20年4月1日時点と比較して4.8%増加しています。

また、障がい福祉サービスの利用者数についても、平成23年10月末現在720人で、平成20年4月1日時点と比較して45.7%増加しています。これは、



障がい者数：手帳所持者数及び自立支援（精神通院）受給者数の計
サービス利用者数：サービス単位の延利用者数の計（月平均数）

¹ 障がい福祉サービス……P34～36 参照

² 身体障害者手帳……身体に障がいのある方で、身体障害者福祉法に定める身体障害者障害程度等級表に掲げる障がい程度に該当すると認定された方に交付される手帳

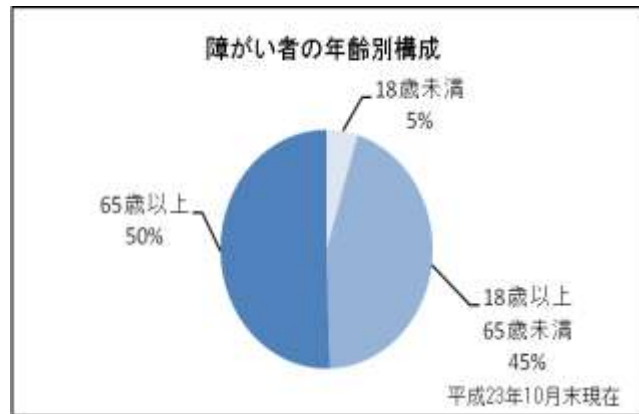
³ 療育手帳……児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと認定された方に交付される手帳

⁴ 精神保健福祉手帳……精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方に交付される手帳

⁵ 自立支援医療（精神通院）……精神疾患の通院における医療費の自己負担額を軽減するための制度。この他、自立支援医療には、身体障がい者に対して行われる更生医療と身体障がい児（18歳未満）に対して行われる育成医療がある。

相談支援事業¹の普及、障がい者自身の高齢化、介護する保護者の高齢化などが要因と推測され、今後も増加が見込まれます。

年齢別では、手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）の受給者数を合わせて、平成23年10月末現在では65歳以上が50%を占めています。



(2) 施設入所のニーズが高い

本市の施設入所者数は、平成17年10月1日時点では94人でした。

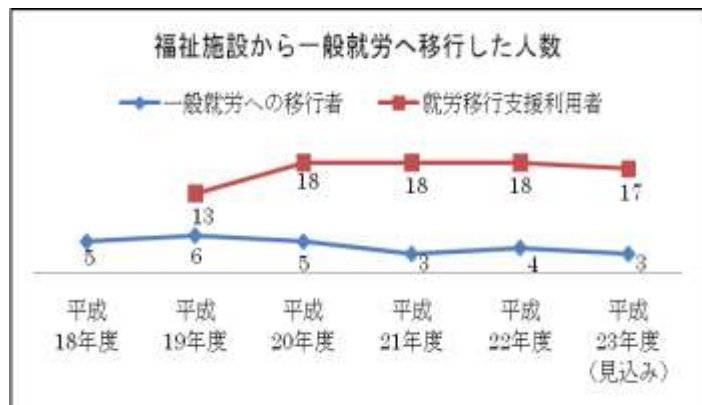
その後、グループホーム²、ケアホーム³などを利用して10人が地域移行⁴しましたが、施設入所のニーズは高く、待機者などの新たな入所で、平成23年10月1日現在の施設入所者数は103人と増加しています。



また、施設入所を希望している待機者が12人います。

(3) 障がい者の一般就労移行者が少ない

平成18年度から平成23年度（平成23年度は見込み）までの間で、一般就労へ移行した人数は26人、年平均では4.3人でした。福祉施設で就労移行支援⁵事業などを利用して、雇用される人数はわずかで、一般就労への移行者が少ない状況です。



¹ 相談支援事業……P37 参照

² グループホーム……P36 参照

³ ケアホーム……P36 参照

⁴ 地域移行……施設入所者が、グループホーム、ケアホームなどを利用して、地域での生活に移行すること。

⁵ 就労移行支援……P35 参照

(4) 障害者制度改革推進の動き

障害者の権利に関する条約¹の採択（平成18年）と発効（平成20年）を受け、条約批准及び締約に必要な国内法の整備を始めとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組むため、平成21年12月に障がい者制度改革推進本部（以下「本部」といいます。）が内閣に設置されました。本部の下に開催される障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」といいます。）における議論を踏まえ、平成22年6月7日に障がい者制度改革の基本的な方向が第一次意見としてまとめられたことを受けて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が同月29日に閣議決定されました。

そこでは、横断的課題における改革の基本的方向性や今後の進め方として、障害者基本法²の抜本的改正、（仮称）障害を理由とする差別の禁止に関する法律³等の制定、及び（仮称）障害者総合福祉法⁴（以下「新法」といいます。）の制定が示されました。

それを受けて、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、新法の制定までのつなぎ法として障害者自立支援法の改正が行われました。

また、同月に障がい者制度改革の推進のための第二次意見が推進会議でまとめられ、「障害者基本法の改正に関する法律案を提出すべき」との方針に沿い、平成23年8月に障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に個性と人格を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした障害者基本法の一部改正が行われました。

今後、平成25年に新法の制定や（仮称）障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定に向けた動きが加速するものと考えられます。

〔現状から見える課題〕

(1) 高齢化への対応

- 障がい者、保護者等の高齢化とともに、今後単身世帯などの増加が見込まれることから、その支援体制の構築が求められています。

¹ 障害者の権利に関する条約……障がい者の人権保護及び尊厳の尊重を促進することを目的とした初めての国際条約

² 障害者基本法……障がい者施策を推進する基本理念とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律

³ （仮称）障害を理由とする差別の禁止に関する法律……障がい者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的として定める法律

⁴ （仮称）障害者総合福祉法……制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の内容を定める法律

- 施設入所者の高齢化に伴い、医療的行為が必要になるなど施設での対応が困難になってきています。

(2) 障がい福祉サービス提供体制

- 身体障がい者を受け入れできるようなバリアフリー化¹に対応した施設や専門知識のある人材が必要になってきています。
- 障がい者が経済的に自立するためには、福祉的就労²で得られる作業工賃の水準を上げることが求められています。

(3) 障がい者に対する理解

- 地域で障がい者を受け入れることについての理解が求められています。
- 障がい者雇用が進んでいません。

(4) 相談内容の多様化

- 障がい者、保護者等に対する地域移行に向けた積極的な情報提供や相談支援体制の整備が求められています。
- 保護者の介護・養育力が低下した場合など、家族を含めて支援を必要とするケースが増えてきています。

¹ バリアフリー化……公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がい者や高齢者の利用にも配慮した設計

² 福祉的就労……一般企業などに就労する機会が得られない障がい者が福祉施設を利用して働くこと。

Ⅱ 障がい福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の策定に当たっては、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮します。

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、その自立と社会参加を実現できるよう、障がい福祉サービスや相談支援事業、地域生活支援事業¹の提供体制の整備を進めます。

(2) 実施主体の統一と三障がいに係る制度の一元化

障がい福祉サービスの実施主体が市へ統一されたことや、障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化を踏まえ、より地域の実態把握に努め、社会資源を有効に活用しながら障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を十分に活用し、その支援体制の整備を進めます。

¹ 地域生活支援事業……P37～38 参照

2 第3期計画策定の基本方針

本市の障がい者を取り巻く状況とその背景にある課題を踏まえ、その課題解決に向けて第3期計画では、法人及び関係機関と連携し、次の点を重点的に取り組んでいきます。

〔重点取組事項〕

(1) 高齢化等に対応したサービス提供の体制づくり

障がい者や保護者等の高齢化、あるいは養育能力が低下した保護者に対応した支援や地域資源の在り方について、自立支援協議会¹を中心として、法人及び関係機関と協調、連携を図りながら、新法制定を踏まえた具体的な対応策を検討し、方向性を見出していきます。

(2) 効率的なサービス提供体制の促進

平成24年度の障がい者拠点施設²の開設を機に、相談支援体制の一元化を始め、法人同士が連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を促進するとともに、障がい者自身やその保護者等に必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制の構築に取り組めます。

(3) 自立の促進

施設での作業や生活訓練を通して、障がい者がより達成感や充実感を得られるよう、障がい福祉サービス事業所³等が行う工賃アップを目指した取組などを支援するとともに、障がい者の一般就労を促進するため、関係機関と連携し、企業に対する障がい者雇用に関する啓発活動を促進します。

(4) 地域の理解と地域社会への参加の促進

障がい者に対する地域の理解を更に促進するとともに、障がい者自身が積極的に社会参加できるような動機付けと交流活動の場づくりなどの環境整備の促進を図ります。

¹ 自立支援協議会 ……P33 参照

² 障がい者拠点施設……障がい種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障がいのある方々が必要とするサービスを利用できる施設として、（福）三条市手をつなぐ育成会、（福）ひめさゆり福祉会、（福）青空福祉会の3法人が一体となって整備、運営する施設

³ 障がい福祉サービス事業所……障害者自立支援法に基づき、都道府県知事が障がい福祉サービスを行う事業所として指定した者

3 基本目標

本計画は、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの見込量やそのサービスを提供するための基盤整備の方策を具体的に示すものであり、次の基本目標を踏まえて数値などを設定します。施策の展開に当たっては、第2期計画を基本としつつ、第3期計画での重点取組事項を盛り込み、計画的かつ着実な推進を図ります。

目標1 ニーズに応じ、サービス提供体制の整備を進めます

- 障がい者や保護者等の高齢化に対応した支援の在り方について、自立支援協議会を中心として、法人及び関係機関と連携を図りながら、新法制定を踏まえた具体的な対応策を検討し、方向性を見出していきます。
- 障がい者拠点施設の開設を機に、相談支援の一元化を始め、各法人が連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を促進します。
- 障がい者拠点施設での新たなサービス提供により、日中活動系サービス¹提供体制の更なる充実を図ります。
- 地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援事業等）のサービス提供事業者の充実を図ります。
- 訪問系サービス²提供事業者の充実を図ります。

目標2 施設入所や入院からの地域生活への移行を推進します

- 地域における居住の場（グループホーム及びケアホーム）の設置を促進します。
- 訪問系サービスや日中活動系サービス提供事業者の充実を図ります。

¹ 日中活動系サービス……P35 参照

² 訪問系サービス……P34 参照

目標3 福祉的就労から一般就労への移行を推進します

- ハローワークや障がい者就業・生活支援センター¹等と連携した障がい者雇用に対する啓発活動を促進します。
- ジョブコーチ支援制度²の利用など、一般就労を継続するための制度の活用について周知を図ります。

目標4 相談支援体制を充実、強化します

- 障がい者自身やその保護者等に必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制を構築します。
- 指定相談支援事業所³が行う計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の利用を推進します。
- 基幹相談支援センター⁴設置に向けて関係法人と協議します。

目標5 自立生活と社会参加のための活動を促進します

- 障がい福祉サービス事業所等における作業工賃のアップを図るための研究や開発への取組を支援します。
- 障がい者自身の社会参加や地域住民との交流を図る活動を支援します。
- 法人及び関係機関が連携し、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動を促進します。

¹ 障がい者就業・生活支援センター……障がい者が職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う機関

² ジョブコーチ支援制度……ジョブコーチ（職場適応援助者）が一定期間職場を訪問し、障がい者及び事業主に対して、障がい者の職場適応に関する支援を行う制度

³ 指定相談支援事業所……障害者自立支援法に基づき、市又は県が相談支援事業を行う事業所として指定した者

⁴ 基幹相談支援センター……P37 参照

4 数値目標

施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるため、平成26年度を目標年度として次の数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 地域生活移行者数

<国の基本指針>

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者数の30%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定するとしています。

<三条市の目標値>

障がい程度区分¹や年齢で、地域生活への移行が可能と思われる対象者数を想定し、第1期計画からの累計で20人（第3期計画での実質移行者数は10人）、20%以上が地域生活へ移行することを目標値として設定しました。

項目		数値	備考
基準値	施設入所者数	94人	平成17年10月1日時点
目標値	地域生活移行者数	20人	第3期計画の実質移行者数：20人－10人＝10人
		21.3%	移行者数20人／基準値94人
実績値 (平成23年度見込み)	地域生活移行者数	10人	平成23年10月1日現在の移行者数
		10.6%	移行者数10人／基準値94人

¹ 障がい程度区分……障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に表す区分

イ 施設入所者削減数

＜国の基本指針＞

平成 26 年度末の施設入所者数を、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 10%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定するとしています。

＜三条市の目標値＞

地域移行者数を踏まえて、施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の 94 人から 1 人（平成 23 年 10 月 1 日時点からは 10 人）、1%以上削減することを目標値として設定しました。

項 目		数値	備 考
基 準 値	施設入所者数	94 人	平成 17 年 10 月 1 日時点
目 標 値	施設入所者削減数	1 人	第 3 期計画の実質削減数: 103 人 - 93 人 = 10 人
		1.1%	削減者数 1 人 / 基準値 94 人
	施設入所者数	93 人	平成 26 年度末
実 績 値 (平成 23 年度見込み)	施設入所者削減数	△ 9 人	目標基準値 (94 人)
		△9.6%	平成 23 年 10 月 1 日現在施設入所者数 103 人

(2) 福祉施設から一般就労への移行

＜国の指針＞

平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値を、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定するとしています。

＜三条市の目標値＞

第 1 期及び第 2 期計画の実績から、平成 26 年度中の一般就労移行者数を、基準値の 2 倍（8 人）以上とすることを目標値として設定しました。

項 目		数値	備 考
基 準 値	平成 17 年度の年間一般就労移行者数	4 人	
目 標 値	平成 26 年度の年間一般就労移行者数	8 人	2 倍
実 績 値 (平成 23 年度見込み)	平成 23 年度の年間一般就労移行者数	3 人	

(3) 就労移行支援事業の利用者数

<国の基本指針>

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定するとしています。

<三条市の目標値>

これまでの各障がい福祉サービスの提供体制の実績及び今後の新規利用者数などを踏まえて、平成 26 年度末の福祉施設利用者数を 486 人、うち就労移行支援事業の利用者数は 39 人と見込み、8%以上が利用することを目標値として設定しました。

項 目		数値	備 考
基 準 値	平成 26 年度末の福祉施設利用者数 (A)	486 人	
目 標 値	平成 26 年度末の就労移行支援事業利用者数 (B)	39 人	
	割合 (%)	8.0%	(B) / (A)
実 績 値	平成 23 年 10 月末の福祉施設利用者数 (C)	325 人	
	平成 23 年 10 月末の就労移行支援事業利用者数 (D)	17 人	
	割合 (%)	5.2%	(D) / (C)

(4) 就労継続支援（A型）¹事業の利用者の割合

＜国の指針＞

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、30%が就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定するとしています。

＜三条市の目標値＞

(3) の就労移行支援事業の利用者数の目標値の考え方と同様に、平成 26 年度末の就労継続支援事業の利用者数を 192 人、うち就労継続支援（A型）事業の利用者数を 39 人と見込み、20%以上が利用することを目標値として設定しました。

項 目		数 値	備 考
基 準 値	平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数 (A)	39 人	
	平成 26 年度末の就労継続支援（B型） ² 事業の利用者数	153 人	
	平成 26 年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数 (B)	192 人	
目 標 値	平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	20.0%	(A) / (B)
基 準 値	平成 23 年 10 月末の就労継続支援（A型）事業の利用者数 (C)	15 人	
	平成 23 年 10 月末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	132 人	
	平成 23 年 10 月末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数 (D)	147 人	
実 績 値	平成 23 年 10 月末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	10.2%	(C) / (D)

¹ 就労継続支援（A型）……P35 参照

² 就労継続支援（B型）……P35 参照

Ⅲ サービス提供体制の整備

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、個々の障がいの程度や勘案すべき事項（介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。また、介護や訓練等の支援を内容とするサービスがあり、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス¹及び相談支援²の4つに分類されます。

(1) 訪問系サービス

ア 見込量の設定

＜第2期計画の見込量と実績量＞

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
居宅介護	見込量	時間	1,560	1,660	1,760
		人	120	128	135
	実績量	時間	1,606	1,882	1,951
		人	113	123	129
重度訪問介護	見込量	時間	0	0	360
		人	0	0	3
	実績量	時間	0	0	0
		人	0	0	0
行動援護	見込量	時間	7	7	7
		人	1	1	1
	実績量	時間	8	8	12
		人	2	2	2
重度障がい者等包括支援	見込量	時間	0	0	180
		人	0	0	1
	実績量	時間	0	0	0
		人	0	0	0

※ 各サービスの内容は、本計画の最後に掲載した「資料編」をご覧ください。
以下同じです。

¹ 居住系サービス……P36 参照

² 相談支援……P36 参照

※ 単位の「時間」とは、利用時間をいいます。以下同じです。

※ 単位の「人」とは、利用者数をいいます。以下同じです。

※ 各年度の見込量及び実績量は、旧体系施設でのサービス利用者は含まれません。以下同じです。

※ 平成 23 年度の実績量は、平成 23 年 10 月末時点での推計値です。以下同じです。

○ 居宅介護の利用者数については、実績量が見込量の範囲内で推移しましたが、利用時間の実績量は、全ての年度において見込量を上回りました。その要因として、相談支援事業の普及、障がい者自身の高齢化、介護する保護者の高齢化などで、利用時間が増加したものと考えられます。

○ 行動援護は、利用者数が増えたことから、全ての年度において実績量が見込量を上回りました。

○ その他のサービスは、利用実績がありませんでした。

<平成 24 年度から平成 26 年度までの見込量>

【1 か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
居宅介護	時間	2,160	2,310	2,460
	人	144	154	164
重度訪問介護	時間	360	360	360
	人	3	3	3
行動援護	時間	20	20	20
	人	5	5	5
重度障がい者等包括支援	時間	180	180	180
	人	1	1	1
同行援護	時間	70	91	112
	人	10	13	16

※ 同行援護は、平成 23 年 10 月 1 日から施行したサービスです。

○ 第 3 期計画の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者等の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用の増加が見込まれることか

ら、直近の実績量を目安に補正を行い、増やしていく方向で設定しました。

イ サービス確保の方策

- 障がい者の日常生活や通院などを支援する訪問系サービス提供事業者の新たな参入を促進します。
- 福祉施設入所者等の地域生活移行を図るに当たり、相談支援事業所を中心に障がい者や保護者等のニーズを的確に把握し、適切なサービスを提供できるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア 見込量の設定

<第2期計画の見込量と実績量>

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
生活介護	見込量	人日分	680	1,660	2,610
		人	43	93	141
	実績量	人日分	422	1,450	1,888
		人	32	81	110
自立訓練（機能訓練）	見込量	人日分	10	10	10
		人	1	1	1
	実績量	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	見込量	人日分	700	880	1,240
		人	35	44	62
	実績量	人日分	595	829	943
		人	32	43	51
就労移行支援	見込量	人日分	420	600	1,040
		人	21	30	52
	実績量	人日分	294	348	329
		人	18	18	17
就労継続支援（A型）	見込量	人日分	400	400	520
		人	20	20	26
	実績量	人日分	348	175	252
		人	22	11	15

（この表は次ページに続きます。）

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
就労継続支援（B型）	見込量	人日分	1,480	2,420	2,460
		人	74	121	123
	実績量	人日分	1,009	2,183	2,332
		人	65	121	132
療養介護	見込量	人	22	23	24
	実績量	人	6	6	7
児童デイサービス	見込量	人日分	160	160	160
		人	60	60	60
	実績量	人日分	143	151	135
		人	57	68	73
短期入所（ショートステイ）	見込量	人日分	250	280	310
		人	30	33	36
	実績量	人日分	318	312	312
		人	34	32	32

※ 単位の「人日分」とは、延利用者数をいいます。以下同じです。

- 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）及び児童デイサービスは、利用者数の実績量が見込量を上回った年度もありましたが、延利用者数は見込量の範囲内で推移しました。
- 療養介護は、18歳以上の利用者について、障害児施設から障害者施設への移行を見込んでいましたが、移行がなかったため、実績量が見込量を大きく下回りました。
- 短期入所の利用は、全ての年度において延利用者数の実績量が見込量を上回りました。介護者の高齢化などで利用が増加したものと考えられます。
- その他のサービスは、実績量が見込量の範囲内で推移しました。

<平成 24 年度から平成 26 年度までの見込量>

【1 か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
生活介護	人日分	2,898	2,988	3,060
	人	161	166	170
自立訓練（機能訓練）	人日分	50	50	50
	人	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,514	1,634	1,714
	人	70	76	80
就労移行支援	人日分	560	660	780
	人	28	33	39
就労継続支援（A型）	人日分	384	496	624
	人	24	31	39
就労継続支援（B型）	人日分	2,717	2,812	2,907
	人	143	148	153
療養介護	人	22	23	24
短期入所（ショートステイ）	人日分	370	390	410
	人	38	40	42

※ 児童デイサービスは、平成 24 年度から児童福祉法に基づくサービスとなるため、本計画における見込量の設定から除きました。

- 第 3 期計画の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者等の地域生活への移行や相談支援事業の普及などにより利用の増加が見込まれます。
- また、特別支援学校（高等部）卒業後の進路先として、毎年、新たな利用が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、増やしていく方向で設定しました。

イ サービス確保の方策

- 障がい者拠点施設の開設を機に、各法人の更なる連携を促し、より効率的なサービス提供が図られるよう努めます。
- 福祉施設入所者等の地域生活移行を図るに当たり、相談支援事業所を中心に障がい者や保護者等のニーズを的確に把握し、適切なサービスを提供できるよう努めます。

(3) 居住系サービス

ア 見込量の設定

<第2期計画の見込量と実績量>

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	20	39	56
	実績量	人	14	15	17
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	人	9	18	36
	実績量	人	12	17	14
施設入所支援	見込量	人	13	49	94
	実績量	人	5	47	69

- グループホーム及びケアホームは、利用のニーズが多く、実績量は増加傾向にあります。受け皿となる施設に限りがあるため見込量を下回りました。
- 施設入所支援は、全ての施設が平成23年度末までに新体系に移行すると見込んでいましたが、平成24年3月31日まで旧体系でのサービス提供が可能とされたことから、新体系施設の利用者としては実績量が見込量を下回りました。

<平成24年度から平成26年度までの見込量>

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	人	45	55	68
施設入所支援	人	102	99	93

- 第3期計画の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者等の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用の増加が見込まれることから、グループホーム及びケアホームは、直近の実績量を目安に補正を行い、増やしていく方向で設定しました。

イ サービス確保の方策

- 地域での居住の場としてグループホーム及びケアホームの設置を促進します。
- 障がい者に対する地域住民の理解を得るための啓発活動を促進します。

- 施設入所による支援を必要とする方のニーズに応えることができるよう、施設の確保に努めます。

(4) 相談支援

ア 見込量の設定

<第2期計画の見込量と実績量>

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
サービス利用計画作成	見込量	人	8	8	16
	実績量	人	5	6	3

- 福祉施設入所者等の地域移行や相談支援事業の普及などによる増加を見込んでいましたが、サービスの対象要件が限定されていることから、利用が進みませんでした。

<平成24年度から平成26年度までの見込量>

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
計画相談支援	人	41	116	195
地域移行支援	人	8	18	28
地域定着支援	人	30	43	57

- 計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援は、自立支援法の改正により、平成24年度から新たに創設されました。

第3期計画の見込量の設定に当たり、計画相談支援では、平成26年度末までに全ての障がい福祉サービス、地域移行支援及び地域定着支援の利用者に対してサービス利用計画の作成とモニタリングを実施することから、計画作成対象者の優先順位付けを行い、段階的に拡大する方向で設定しました。

地域移行支援は、福祉施設入所者等の地域移行者数から設定しました。

地域定着支援は、在宅で生活する障がい者や地域移行支援の利用者数を勘案して設定しました。

イ サービス確保の方策

- 相談支援事業所と連携し、事例検討を通して相談支援専門員の更なる支援技術の向上に努めていきます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。日常生活や社会参加に関する支援を内容とする様々なサービスがあり、法により実施が定められている必須サービスと市町村が自主的に実施する任意サービスの2つに分類されます。

(1) 必須サービス

ア 見込量の設定

＜第2期計画の見込量と実績量＞

【年間】

サービスの種類			単位	年 度			
				H21	H22	H23	
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	見込量	箇所	5	5	5
		実績量	箇所	5	5	5	
	地域自立支援協議会	見込量	箇所	1	1	1	
		実績量	箇所	1	1	1	
	市町村相談支援事業機能強化事業	見込量	箇所	1	1	1	
		実績量	箇所	0	0	0	
	住宅入居等支援事業	見込量	箇所	0	0	0	
		実績量	箇所	0	0	0	
	成年後見制度利用支援事業	見込量	箇所	1	1	1	
		実績量	箇所	1	1	1	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)	見込量	人	1	1	1	
		実績量	人	1	1	1	
	手話通訳者派遣事業	見込量	人	20	20	20	
		実績量	人	14	13	9	
日常生活用具 給付等事業	介護訓練支援事業	見込量	件	7	7	7	
		実績量	件	3	14	1	
	自立生活支援用具	見込量	件	13	13	13	
		実績量	件	11	12	11	
	在宅療養等支援用具	見込量	件	17	17	17	
		実績量	件	11	19	13	

(この表は次ページへ続きます。)

【年間】

サービスの種類		単位	年 度			
			H21	H22	H23	
日常生活用具 給付等事業	情報・意思疎通支援 用具	見込量	件	17	17	17
		実績量	件	11	10	11
	排せつ管理支援用具	見込量	件	1,754	1,778	1,794
		実績量	件	1,813	1,856	1,833
	居宅生活動作補助用 具（住宅改修費）	見込量	件	4	4	4
		実績量	件	3	1	3
移動支援事業		見込量	箇所	8	8	9
			人	55	60	65
			延時間	3,300	3,450	3,600
		実績量	箇所	8	8	8
			人	65	76	80
			延時間	3,280	4,298	4,518
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）	見込量	箇所	1	1	1
			人	10	10	10
		実績量	箇所	0	0	0
			人	0	0	0
	基礎的事業（他市町村）	見込量	箇所	0	0	0
			人	0	0	0
		実績量	箇所	0	0	0
			人	0	0	0
	機能強化事業（自市町村）	見込量	箇所	4	5	5
			人	110	138	138
		実績量	箇所	4	4	4
			人	147	119	120
機能強化事業（他市町村）	見込量	箇所	2	2	2	
		人	3	3	3	
	実績量	箇所	1	1	1	
		人	1	1	1	

※ 単位の「箇所」とは、箇所数をいいます。以下同じです。

※ 単位の「件」とは、利用件数をいいます。以下同じです。

※ 単位の「延時間」とは、延利用時間をいいます。以下同じです。

○ 日常生活の排せつ管理支援用具は、全ての年度で実績量が見込量を上回りました。

○ 移動支援事業は、平成 21 年度、平成 22 年度における延利用時間の実績量が見込量を大きく上回りました。身体障がい者及び障がい児を中心に利用時間が伸びています。

○ その他のサービスは、実績量が概ね見込量の範囲内で推移しました。

<平成 24 年度から平成 26 年度までの見込量>

【年間】

サービスの種類			単位	年 度		
				H24	H25	H26
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
		基幹相談支援センター	箇所	—	—	—
	市町村相談支援事業機能強化事業		箇所	—	—	—
	住宅入居等支援事業		箇所	—	—	—
	成年後見制度利用支援事業		人	1	1	2
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)		人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業		人	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援事業		件	14	14	14
	自立生活支援用具		件	12	12	12
	在宅療養等支援用具		件	19	19	19
	情報・意思疎通支援用具		件	11	11	11
	排せつ管理支援用具		件	1,921	1,955	1,989
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	3	3	3
移動支援事業			人	82	84	87
			延時間	4,654	4,794	4,938

(この表は次ページへ続きます。)

【年間】

サービスの種類		単位	年 度		
			H24	H25	H26
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）	箇所	2	2	2
		人	20	20	20
	基礎的事業（他市町村）	箇所	—	—	—
		人	—	—	—
	機能強化事業（自市町村）	箇所	4	3	3
		人	120	105	105
	機能強化事業（他市町村）	箇所	2	2	2
		人	3	3	3

- 第3期計画の見込量の設定に当たっては、移動支援事業と排せつ管理支援用具が増加傾向にあることから、直近の実績量を目安に補正を行い、増やしていく方向で設定しました。
ただし、移動支援事業利用者のうち、視覚障がい者は、今後、同行援護サービスへの移行を見込み設定しました。
- その他のサービスは、直近の実績量を目安に補正を行い、維持していく方向で設定しました。

イ サービス確保の方策

サービスの種類	サービス確保の方策
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者自身やその保護者等に必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう自立支援協議会の機能を活用しながら相談支援体制を構築します。
コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■手話通訳者の派遣を委託により実施するとともに、市役所福祉課に手話通訳者を配置します。
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者のニーズの把握に努め、適切な用具の給付及び貸与に努めます。
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者の新たな参入を促進します。
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 任意サービス

ア 見込量の設定

<第2期計画の見込量と実績量>

【年間】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
福祉ホーム事業	見込量	箇所	1	1	1
		人	4	4	4
	実績量	箇所	1	1	1
		人	4	3	3
訪問入浴サービス事業	見込量	箇所	1	1	1
		人	9	9	10
	実績量	箇所	1	1	1
		人	7	7	7
ボランティア活動支援事業	見込量	回	9	9	9
	実績量	回	9	—	—
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込量	人	150	150	150
	実績量	人	211	—	—
声の広報等発行事業	見込量	人	24	25	26
	実績量	人	18	15	17
手話奉仕員養成研修事業 (登録者数)	見込量	人	16	17	18
	実績量	人	15	15	12
自動車運転免許取得・改造 助成事業	見込量	件	8	8	8
	実績量	件	4	3	3
日中一時支援事業	見込量	人	100	105	110
		人日分	3,494	3,669	3,852
	実績量	人	105	132	140
		人日分	5,029	6,530	7,702

- 日中一時支援事業は、全ての年度で実績量が見込量を大きく上回りました。障がい児を中心に夏休みなどの長期休暇中の利用が多いことが増加の要因として考えられます。
- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、平成 22 年度から三条市社会福祉協議会に事業を移管しました。
- ボランティア活動支援事業は、平成 22 年度から県の補助事業を活用して実施したため、地域生活支援事業の実績から除きました。

<平成 24 年度から平成 26 年度の見込量>

【年間】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1
	人	4	4	4
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1
	人	8	9	10
声の広報等発行事業	人	19	21	23
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人	13	14	15
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	5	5	5
日中一時支援事業	人	149	158	167
	人日分	8,148	8,594	9,040

- 第3期計画の見込量の設定に当たり、日中一時支援事業は、障がい児を中心にニーズが高く利用の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、増やしていく方向で設定しました。
- その他のサービスは、直近の実績量を目安に補正を行い、維持していく方向で設定しました。

イ サービス確保の方策

サービスの種類	サービス確保の方策
福祉ホーム事業	<p>■施設の移行計画を見据えながら、事業の実施主体である新潟県と連携し、現在のサービス提供体制の維持に努めます。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>■本市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</p>
声の広報等発行事業	<p>■本市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>■手話通訳養成講座を委託により開催し、奉仕員の養成に努めます。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>■本市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</p>
日中一時支援事業	<p>■ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携しながらサービスの確保に努めます。</p>

3 サービス見込量一覧

(1) 障がい福祉サービス

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
居宅介護	時間	2,160	2,310	2,460
	人	144	154	164
重度訪問介護	時間	360	360	360
	人	3	3	3
行動援護	時間	20	20	20
	人	5	5	5
重度障がい者等包括支援	時間	180	180	180
	人	1	1	1
同行援護	時間	70	91	112
	人	10	13	16
生活介護	人日分	2,898	2,988	3,060
	人	161	166	170
自立訓練（機能訓練）	人日分	50	50	50
	人	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,514	1,634	1,714
	人	70	76	80
就労移行支援	人日分	560	660	780
	人	28	33	39
就労継続支援（A型）	人日分	384	496	624
	人	24	31	39
就労継続支援（B型）	人日分	2,717	2,812	2,907
	人	143	148	153

(この表は次ページに続きます。)

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
療養介護	人	22	23	24
短期入所（ショートステイ）	人日分	370	390	410
	人	38	40	42
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人	45	55	68
施設入所支援	人	102	99	93
計画相談支援	人	41	116	195
地域相談支援（地域移行支援）	人	8	18	28
地域相談支援（地域定着支援）	人	30	43	57

※ 単位：時間……………利用時間 人……………利用者数
 人日分……………延利用者数

(2) 地域生活支援事業

① 必須サービス

【年間】

サービスの種類			単位	年 度		
				H24	H25	H26
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
		基幹相談支援センター	箇所	—	—	—
	市町村相談支援事業機能強化事業		箇所	—	—	—
	住宅入居等支援事業		箇所	—	—	—
	成年後見制度利用支援事業		人	1	1	2
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)		人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業		人	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援事業		件	14	14	14
	自立生活支援用具		件	12	12	12
	在宅療養等支援用具		件	19	19	19
	情報・意思疎通支援用具		件	11	11	11
	排せつ管理支援用具		件	1,921	1,955	1,989
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	3	3	3
移動支援事業			人	82	84	87
			延時間	4,654	4,794	4,938
地域活動支援センター	基礎的事業 (自市町村)		箇所	2	2	2
			人	20	20	20
	基礎的事業 (他市町村)		箇所	0	0	0
			人	0	0	0
	機能強化事業 (自市町村)		箇所	4	3	3
			人	120	105	105
	機能強化事業 (他市町村)		箇所	2	2	2
			人	3	3	3

② 任意サービス

【年間】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1
	人	4	4	4
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1
	人	8	9	10
声の広報等発行事業	人	19	21	23
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人	13	14	15
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	5	5	5
日中一時支援事業	人	149	158	167
	人日分	8,148	8,594	9,040

※ 単位：箇所……………箇所数
 件……………利用件数
 延時間……………延利用時間

人……………利用者数
 人日分……………延利用者数

4 自立支援協議会の位置付けと役割

障がい者が地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの利用などをコーディネートする相談支援体制の構築が不可欠です。そのため、相談支援を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす「自立支援協議会」の機能を充実させていく必要があります。

(1) 三条市地域自立支援協議会の位置付け

自立支援協議会とは、障害者自立支援法第89条の2において「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができる」と定められています。

(2) 三条市地域自立支援協議会の役割

次のことについて協議を行います。

- ・ 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- ・ 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・ 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- ・ 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- ・ その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

(3) 三条市地域自立支援協議会の委員構成

次に掲げる者の中から15人以内の委員で構成されます。

- ・ 学識経験者
- ・ 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- ・ 保健・教育・雇用機関の関係者
- ・ 障がい福祉関係団体

資料編

1

障がい福祉サービスの種類・内容

(1) 訪問系サービス

サービスの種類	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	■居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	■重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に行います。
行動援護	■重度の知的障がいや精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を行います。
重度障がい者等包括支援	■常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	■視覚障がいにより移動に著しい困難を要する方に、移動及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ、食事などの介護）を行います。

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類	内 容
生活介護	<p>■常時介護を要する障がい者に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。</p>
自立訓練（機能訓練）	<p>■身体障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
自立訓練（生活訓練）	<p>■知的障がい者や精神障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
就労移行支援	<p>■就労を希望する障がい者に、一定期間生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
就労継続支援（A型）	<p>■通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に、雇用を伴う就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
就労継続支援（B型）	<p>■通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に、雇用を伴わない就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
療養介護	<p>■医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。</p>
児童デイサービス	<p>■発達に遅れがある児童に対し、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助を行います。</p>
短期入所（ショートステイ）	<p>■介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>

(3) 居住系サービス

サービスの種類	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	<p>■共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。</p>
共同生活介護 (ケアホーム)	<p>■介護を要する障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>
施設入所支援	<p>■施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>

(4) 相談支援

サービスの種類	内 容
計画相談支援	<p>■障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成と、一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、その結果を勘案して計画の見直しを行います。</p>
地域移行支援	<p>■障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域へ移行する場合に、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。</p>
地域定着支援	<p>■居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急の事態等において、相談、緊急訪問等を行います。</p>

2

地域生活支援事業の種類・内容

(1) 必須サービス

サービスの種類		内 容
相談支援事業	障がい者相談支援事業	■障がい者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言を始め、障がい福祉サービス等の利用支援、関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行います。
	地域自立支援協議会	■相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場であり、委託相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応の在り方に関する協議及び調整などを行います。
	基幹相談支援センター	■地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
	市町村相談支援機能強化事業	■市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
	住宅入居等支援事業	■賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者に対して、相談、助言、入居後の緊急時の対応等、各種支援を行います。
	成年後見制度利用支援事業	■親族がいない等により成年後見制度の申立てが困難な知的障がい者や精神障がい者に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全額又は一部を助成します。
コミュニケーション支援事業	■手話通訳者の派遣等により、聴覚障がいや音声・言語機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介します。	
日常生活用具給付等事業	■重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具及び居宅生活動作補助用具の給付等を行います。	
移動支援事業	■屋外での移動が困難な障がい者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出を支援します。	

(2) 任意サービス

サービスの種類	内 容
地域活動支援センター事業	<p>■障がい者などが創作活動や生産活動を行い、地域社会との交流を促進する場と機会の提供を行います。</p>
福祉ホーム事業	<p>■地域において住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>■自宅以外で入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。</p>
ボランティア活動支援事業	<p>■障がい者及びその家族などの団体が行うボランティア活動に対し、情報提供などの支援を行います。</p>
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<p>■障がい者の体力増強、交流、余暇などに資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。</p>
声の広報等発行事業	<p>■文字による情報入手が困難な障がい者に、市の広報紙などの情報を音声訳により定期的に提供します。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>■聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者との交流活動の促進等の支援者として手話通訳奉仕員を養成します。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>■社会活動への参加を促進するため、障がい状況により自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>
日中一時支援事業	<p>■家族の就労支援や一時的な休息等のために、日中において障がい者を一時的に預かり、見守り等の支援を行います。</p>

(1) 三条市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(2) 三条市地域自立支援協議会委員名簿

【平成23年3月1日 現在】

No.	区分	所属等	氏名
1	学識経験者	新潟医療福祉大学 地域連携担当副学長兼社会福祉学部長	◎丸田秋男
2	相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者	障がい者就業・生活支援センターハート主任 兼相談支援専門員	高井 滋
3		障がい福祉サービス事業所ピュアハウス管理者兼 障がい福祉サービス事業所レストランひめさゆり 管理者	佐藤 忠雄
4		障がい福祉サービス事業さくらサービス管理 責任者	西 潟 浩 美
5		青空地域生活支援センター施設長 ともしび工房管理者	○猪山光政
6		三条公共職業安定所統括職業指導官	坂井 修
7	保健・教育・ 雇用機関の 関係者	三条地域振興局健康福祉環境部副部長	嶋田 成一
8		新潟県立月ヶ岡特別支援学校教諭	樋熊 則子
9		三条商工会議所常議員 三条商工会議所経営対策委員会委員長	小越 憲泰
10		社会福祉法人三条市社会福祉協議会 三条支所介護係長兼栄支所介護係長兼下田支所 介護係長	鍋嶋 弘樹
11	障がい福祉関 係団体	NPO三条市身体障害者福祉協会理事長	本田 佐敏
12		らいふ・すていしょん利用者	内山 美代子
13		びあのつどい代表	田中文子
14		三条地区自閉症児・者を育てる会	栗山 政子

◎ 会長 ○ 副会長

第3期三条市障がい福祉計画

- 発行 平成24年3月
- 発行・編集 三条市福祉保健部福祉課
- 住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1
- 電話 0256-34-5511（代表）
- FAX 0256-35-2150
- URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>